

# 中野区介護保険の運営状況

(平成15(2003)年度)

## 目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者の状況	2
3	要介護認定の状況	4
4	介護サービスの利用状況	11
4-2	施設サービス	17
4-3	居宅サービス	20
5	保険給付費の内訳	24
6	介護保険料	27
7	基盤整備の状況	32
8	介護保険の円滑な利用について	33
9	介護保険制度の広報活動	41
10	介護保険制度の充実に向けて	42
	補足資料(介護保険特別会計の決算状況)	44

## 中野区保健福祉部介護保険担当

- 注 1. 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。  
2. 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。

## 1 中野区の人口構成

中野区の高齢者人口は、日本全体の高齢化傾向同様に引き続き増加傾向にある。人口に占める構成比をみると、65～74歳の前期高齢者は、全国的には微増傾向だが中野区はほぼ横ばいとなっている一方、75歳以上の後期高齢者は全国に準じた増加傾向を示している。また、第2号被保険者の対象となる40～64歳は減少傾向にあったが平成16（2004）年4月には微増となっている。

表1 中野区の人口構成の推移（外国人を含む総人口）

区 分		平成12年4月/ (全国)10月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	
全国 (単位：万人・%)	人口	合計	12,693	12,704	12,733	12,756	12,771
		0歳～39歳	6,117	6,096	6,066	6,027	5,979
		40歳～64歳	4,370	4,353	4,336	4,320	4,325
		高齢者人口	2,204	2,256	2,330	2,410	2,467
		65歳～74歳	1,303	1,322	1,345	1,376	1,378
		75歳以上	901	934	985	1,034	1,089
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	48.2	48.0	47.6	47.2	46.8
		40歳～64歳	34.4	34.3	34.1	33.9	33.9
		高齢者人口	17.4	17.8	18.3	18.9	19.3
		65歳～74歳	10.3	10.4	10.6	10.8	10.8
		75歳以上	7.1	7.4	7.7	8.1	8.5
中野区 (単位：人・%)	人口	合計	304,138	305,613	307,256	308,420	308,916
		0歳～39歳	157,420	157,989	158,638	158,790	158,140
		40歳～64歳	95,613	95,033	94,880	94,903	95,545
		高齢者人口	51,105	52,591	53,738	54,727	55,231
		65歳～74歳	29,688	30,207	30,541	30,659	30,271
		75歳以上	21,417	22,384	23,197	24,068	24,960
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	51.8	51.7	51.6	51.5	51.2
		40歳～64歳	31.4	31.1	30.9	30.8	30.9
		高齢者人口	16.8	17.2	17.5	17.7	17.9
		65歳～74歳	9.8	9.9	9.9	9.9	9.8
		75歳以上	7.0	7.3	7.5	7.8	8.1

## 2 被保険者の状況

介護保険の加入者（被保険者）は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分される。

被保険者には、住所地特例者（※1）が含まれ、他住所地特例者（※2）は含まれない。

### ※1 住所地特例者

中野区に住所を有していた被保険者が、他区市町村の介護保険施設に入所し、施設の所在地に住所を変更した場合、新住所地の被保険者とはならず、元の住所地（中野区）の被保険者となる。

### ※2 他住所地特例者

他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区の被保険者とはならず、従前の住所地の被保険者となる。

### ① 第1号被保険者の推移

第1号被保険者の推移は、表2のとおりである。高齢者人口の推移と同様に、第1号被保険者は増加傾向にあり、また、第1号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合が増加している。

なお、第1号被保険者には住所地特例者が含まれるが、平成16（2004）年4月末現在の住所地特例者は約370名、他住所地特例者は約50名と住所地特例者の方が他住所地特例者を上回っているため、第1号被保険者数は中野区の高齢者人口よりも多くなっている。

表2 第1号被保険者数の推移 (単位：人、%)

区 分		平成12年4月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月
人 数	第1号被保険者数	51,456	52,924	54,108	55,088	55,591
	65歳～74歳	29,775	30,251	30,569	30,694	30,289
	75歳以上	21,681	22,673	23,539	24,394	25,302
構 成 比	第1号被保険者数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	57.9	57.2	56.5	55.7	54.5
	75歳以上	42.1	42.8	43.5	44.3	45.5

介護保険制度が始まってからの第1号被保険者の異動事由は表3のとおりとなっている。転出者が転入者を上回ってはいるものの、65歳到達者が多いことから、第1号被保険者は増加している。

表3 第1号被保険者の異動事由

(単位：人)

増	区分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	平成12年度	652	4	3,679	0	5	4,340
	平成13年度	571	1	3,419	0	2	3,993
	平成14年度	615	0	3,293	0	4	3,912
	平成15年度	565	0	2,980	1	0	3,546
減	区分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	平成12年度	976	29	1,742	0	40	2,787
	平成13年度	1,026	22	1,761	1	2	2,812
	平成14年度	1,009	17	1,917	0	3	2,946
	平成15年度	1,026	19	1,888	0	3	2,936

注

- ① 「職権復活」「職権喪失」 中野区の職権により被保険者資格を取得又は喪失した被保険者
- ② 「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定により介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した者
- ③ 「適用除外該当」 介護保険法施行法の規定により介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した者

## ② 第2号被保険者

第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している中野区民である。第2号被保険者には住所地特例者や他住所地特例者が極めて少ないことから、中野区の40歳以上65歳未満の人口が、概ね第2号被保険者数となる。第1号被保険者と第2号被保険者の取り扱いの違いは、第一に保険料の徴収方法である。第1号被保険者の保険料は、介護保険の保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。違いの第二は、介護サービス利用にあたって、第1号被保険者はその原因を問わないが、第2号被保険者については、加齢が原因とされる特定の病気（15特定疾病）により、介護が必要になった場合に限られている。

### 3 要介護認定の状況

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定を受ける必要がある。被保険者からの認定申請がなされると、区では訪問調査を行うとともに、主治医に意見書を求める。介護認定審査会では、訪問調査の結果による一次判定や主治医意見書、訪問調査票の特記事項などにに基づき審査を行い、要介護度を判定する。

#### (1) 要介護（要支援）認定申請

要介護等の認定申請は、在宅介護支援センターや保健福祉センター、地域センター、区役所介護保険担当の窓口で受け付けている。申請は主に本人又は家族が行うが、居宅介護支援事業者や介護保険施設などが申請を代行することもできる。4年間の申請状況は、表4のとおりである。

認定有効期間は原則6か月であったが、平成14（2002）年1月から、更新時に限っては状態が安定している場合に12か月に期間延長できるようになった。このため、平成14（2002）年度の更新申請件数は減少していたが平成15（2003）年度には再び増加した。

なお、更新時の認定有効期間については平成16（2004）年4月から最大24か月に延長できるようになった。

表4 要介護（要支援）申請の状況 (単位：件)

区分	新規	更新	変更	転入	合計
平成12年度	2,867	7,935	473	90	11,365
平成13年度	2,978	8,557	658	74	12,267
平成14年度	3,208	8,367	884	107	12,566
平成15年度	3,215	9,571	1,051	130	13,967

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状況の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したもの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

(2) 要介護等の状況

① 認定者の推移

要介護等認定者等の推移は表5のとおりである。

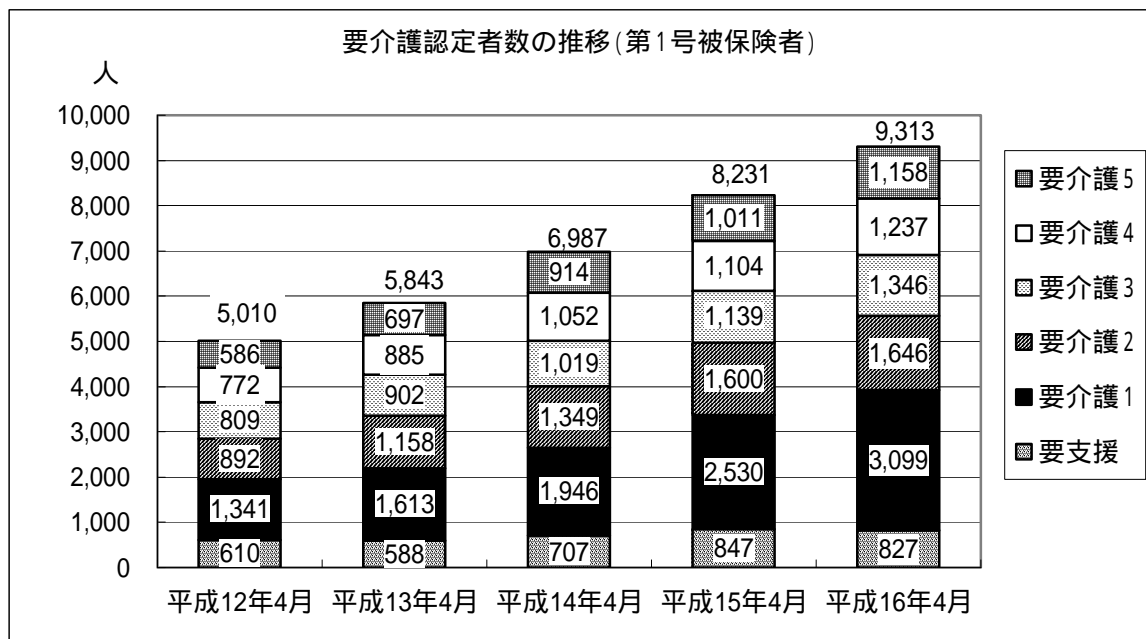
表5 要介護等認定者数の推移

(単位：人)

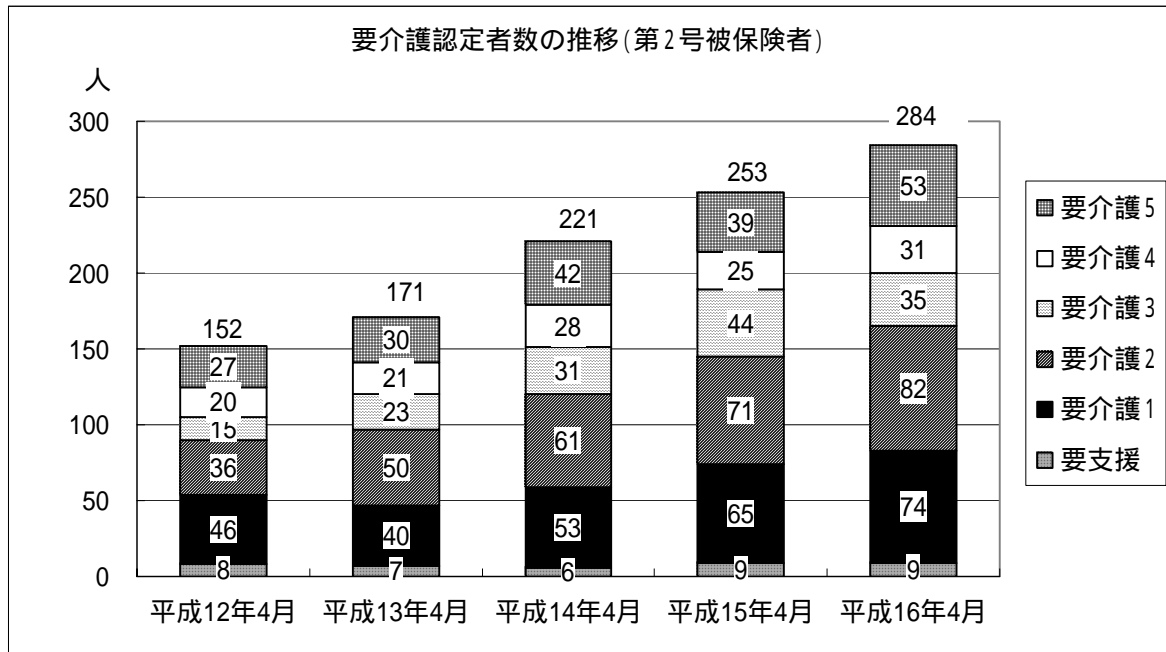
区 分	平成12年4月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月
要支援	618	595	713	856	836
要介護1	1,387	1,653	1,999	2,595	3,173
要介護2	928	1,208	1,410	1,671	1,728
要介護3	824	925	1,050	1,183	1,381
要介護4	792	906	1,080	1,129	1,268
要介護5	613	727	956	1,050	1,211
計	5,162	6,014	7,208	8,484	9,597

要介護等の認定を受けた者のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳までの第2号被保険者の認定者の推移はそれぞれ、グラフ6及びグラフ7のとおりである。いずれも4年間で86%前後の伸びとなっているが、第1号被保険者は第2号被保険者に比べ要支援・要介護1の伸びが極めて大きくなっている。

グラフ6 要介護等認定者のうち第1号被保険者の推移



グラフ7 要介護等認定者のうち第2号被保険者の推移



② 第1号被保険者の認定者の状況

65歳以上の第1号被保険者につき、前期・後期高齢者ごとに、被保険者数・認定者数・認定率を比較したのが表8である。この4年間、認定率は増加傾向を示しており、前期高齢者の認定率が3.0%から5.2%へ、後期高齢者の認定率が18.9%から30.5%へと増加している。

表8 第1号被保険者の認定状況 (単位：人、%)

区分		平成12年4月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月
被保険者数	第1号被保険者数	51,456	52,924	54,108	55,088	55,591
	65歳～74歳	29,775	30,251	30,569	30,694	30,289
	75歳以上	21,681	22,673	23,539	24,394	25,302
認定者数	第1号被保険者数	5,010	5,843	6,987	8,231	9,313
	65歳～74歳	906	1,042	1,205	1,444	1,591
	75歳以上	4,104	4,801	5,782	6,787	7,722
認定率	第1号被保険者数	9.74	11.04	12.91	14.94	16.75
	65歳～74歳	3.04	3.44	3.94	4.70	5.25
	75歳以上	18.93	21.17	24.56	27.82	30.52

平成16（2004）年4月現在の第1号被保険者の認定者について、5歳刻みの認定率は、表9のとおりである。

表9 認定率の状況（5歳刻み）（単位：人、％）

区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100 歳以上	合計
被保険者	15,791	14,498	11,348	7,413	4,131	1,847	497	66	55,591
認定者	533	1,058	1,750	2,238	2,002	1,271	400	61	9,313
認定率	3.38	7.30	15.42	30.19	48.46	68.81	80.48	92.42	16.75

### ③ 全国比較

平成16（2004）年4月現在の65歳以上の第1号被保険者の認定者数及び認定率について、全国・東京都・中野区を比較したのが表10である。中野区の認定率は、総数では、全国及び都平均より1.6から1.8ポイント高く、要支援を除き要介護1以上で全国及び都平均より高くなっている。

表10 認定者数の全国比較（第1号被保険者）（単位：人、％）

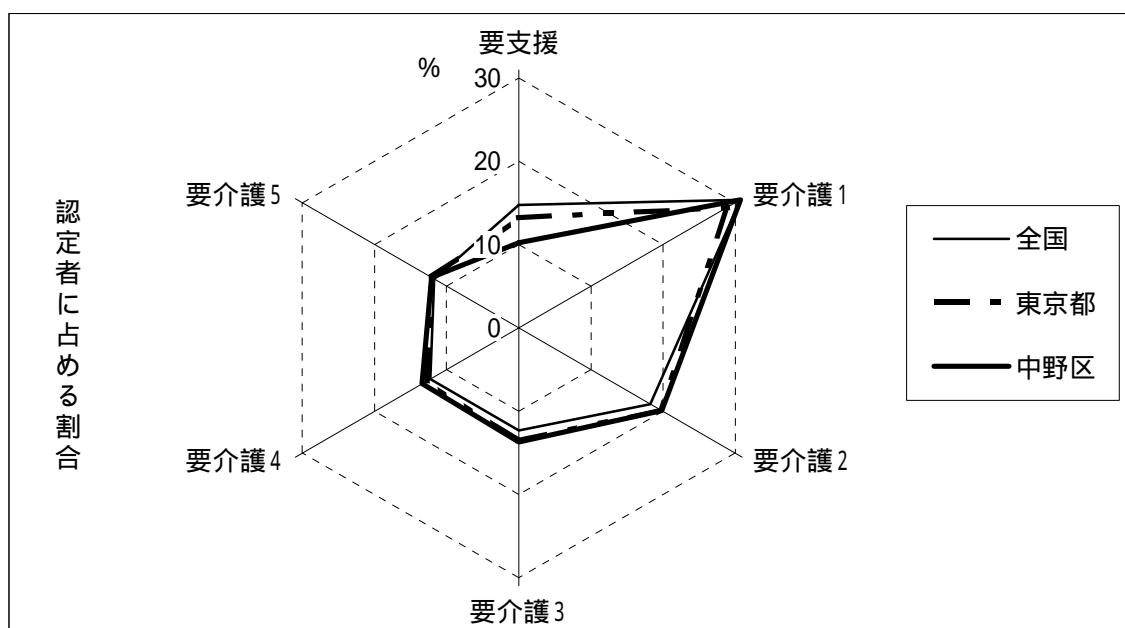
区分		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
認定者	全国	584,005	1,197,936	567,289	465,616	456,817	432,030	3,703,693
	東京都	48,592	100,454	50,345	42,850	41,725	38,514	322,480
	中野区	827	3,099	1,646	1,346	1,237	1,158	9,313
認定率	全国	2.4	4.9	2.3	1.9	1.9	1.8	15.2
	東京都	2.3	4.7	2.3	2.0	1.9	1.8	15.0
	中野区	1.5	5.6	3.0	2.4	2.2	2.1	16.8

※ 第1号被保険者数…全国:24,430,876人、東京都:2,153,634人、中野区:55,591人

全認定者に占める要介護度毎の割合は、グラフ11のとおりである。中野区では、要介護1～5がいずれも全国及び都平均を上回る割合となっており、その分、要支援は全国及び都平均より低くなっている。また、国、都、区を通じ要介護1の割合が突出している。



グラフ 1 1 認定者に占める割合



### (3) 介護認定審査会

介護認定審査会は、保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者の委員で構成され、要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員は、任期2年、定数200名以内となっている。要介護認定の審査・判定は委員5名で組織する17の合議体ごとに行われる。

#### ① 認定審査会委員の構成

平成16（2004）年4月現在の認定審査会委員の職種別構成は、表12のとおりである。

表 1 2 認定審査会の職種別構成 (単位：人)

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	53	学識経験者	1	介護福祉士	4
歯科医師	17	理学療法士	4	施設職員	15
保健師	4	作業療法士	3	医療相談員	2
看護師	14	柔道整復師	1	合計	130
薬剤師	1	社会福祉士	11		

② 認定審査会（合議体）の開催状況

介護保険制度が発足してからの4年間で認定審査会は、表13のとおり開催した。

表13 認定審査会開催状況 (単位：回、件)

区分	開催回数	審査件数	平均件数
平成12年度	282	10,319	36.6
平成13年度	320	12,008	37.5
平成14年度	334	11,954	35.8
平成15年度	380	13,618	35.8

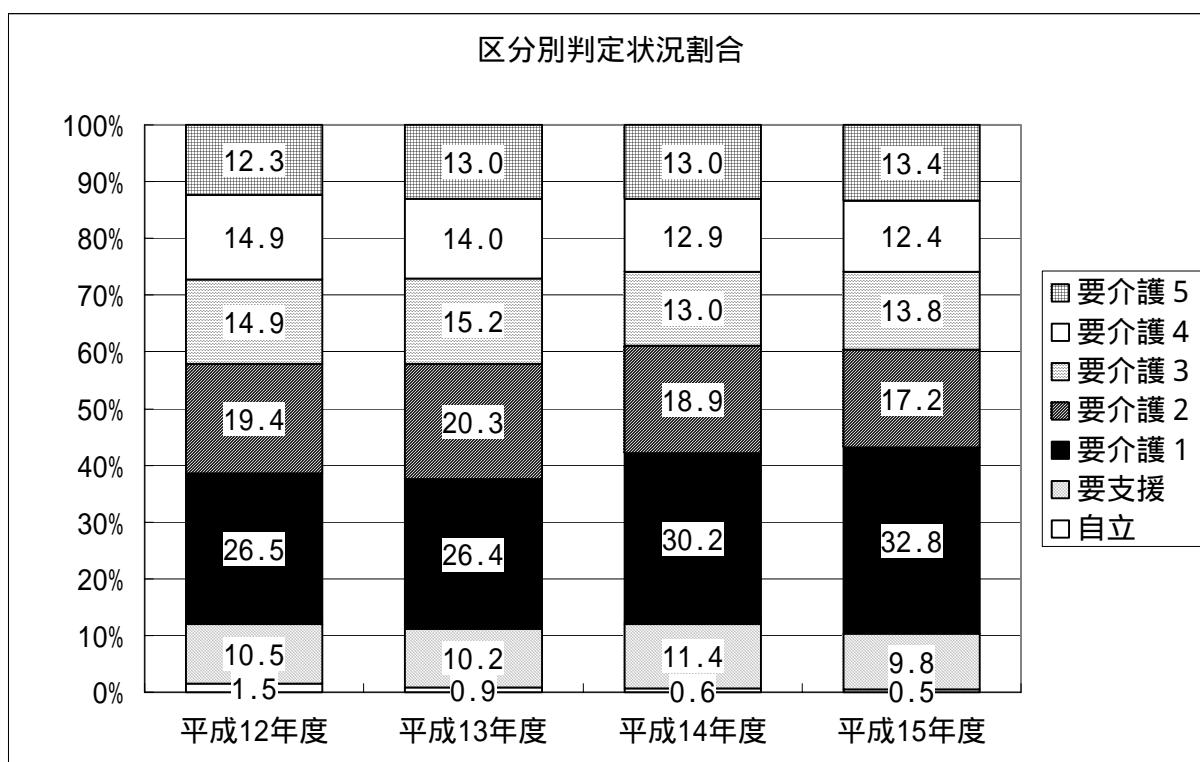
③ 要介護（要支援）認定の状況

認定審査会の区分別判定状況は、表14及びグラフ15のとおりである。

表14 区分別判定状況 (単位：件)

	区分	自立	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成12年度	新規	121	485	856	521	324	242	253	2,802
	更新	29	583	1,831	1,414	1,130	1,193	920	7,100
	転入	0	12	25	19	13	10	6	85
	変更	0	5	34	64	69	91	92	355
	合計	150	1,085	2,746	2,018	1,536	1,536	1,271	10,342
平成13年度	新規	88	503	908	529	327	238	255	2,848
	更新	24	706	2,143	1,746	1,353	1,292	1,144	8,408
	転入	0	2	31	17	7	10	14	81
	変更	0	2	73	129	121	131	140	596
	合計	112	1,213	3,155	2,421	1,808	1,671	1,553	11,933
平成14年度	新規	55	598	1,048	523	309	236	243	3,012
	更新	17	748	2,447	1,523	1,057	1,121	1,123	8,036
	転入	0	7	22	38	11	18	10	106
	変更	0	3	88	163	177	161	174	766
	合計	72	1,356	3,605	2,247	1,554	1,536	1,550	11,920
平成15年度	新規	54	486	1,267	500	301	220	227	3,055
	更新	19	836	3,059	1,633	1,310	1,216	1,333	9,406
	転入	0	11	43	24	24	14	14	130
	変更	0	0	77	169	233	225	245	949
	合計	73	1,333	4,446	2,326	1,868	1,675	1,819	13,540

グラフ 1 5 区分判定状況割合



#### 4 介護サービスの利用状況

介護保険サービスは、施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所してサービスを受ける施設サービスと、それ以外の居宅サービスに分かれる。介護サービスの利用状況は表16のとおりである。居宅・施設サービス共、利用者数そのものは増加しているが、合計の利用割合は低下している。（平成12・13年の施設利用者には自立（表17参照）を含む。）

表16 介護サービスの利用状況 (単位：人、%)

区 分		平成12年4月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月
人数	認定者	5,162	6,014	7,208	8,484	9,597
	利用者	3,759	4,753	5,649	6,620	7,042
	居宅	2,641	3,530	4,331	5,209	5,608
	施設	1,118	1,223	1,318	1,411	1,434
	未利用者	1,408	1,263	1,559	1,864	2,555
割合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	72.8	79.0	78.4	78.0	73.4
	居宅	51.2	58.7	60.1	61.4	58.4
	施設	21.6	20.3	18.3	16.6	15.0
	未利用者	27.3	21.0	21.6	22.0	26.6

介護サービス利用者のうち、施設サービス利用者の要介護度別内訳は、表17及びグラフ18のとおりである。

表17 要介護度別施設サービス利用者数推移 (単位：人)

区 分	平成12年4月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月
自 立	5	2	0	0	0
要 支 援	23	6	3	1	0
要介護1	200	171	139	126	92
要介護2	157	162	166	189	155
要介護3	264	291	274	272	285
要介護4	307	367	439	469	452
要介護5	162	224	297	354	450
合 計	1,118	1,223	1,318	1,411	1,434

グラフ 18 要介護度別施設サービス利用者数推移

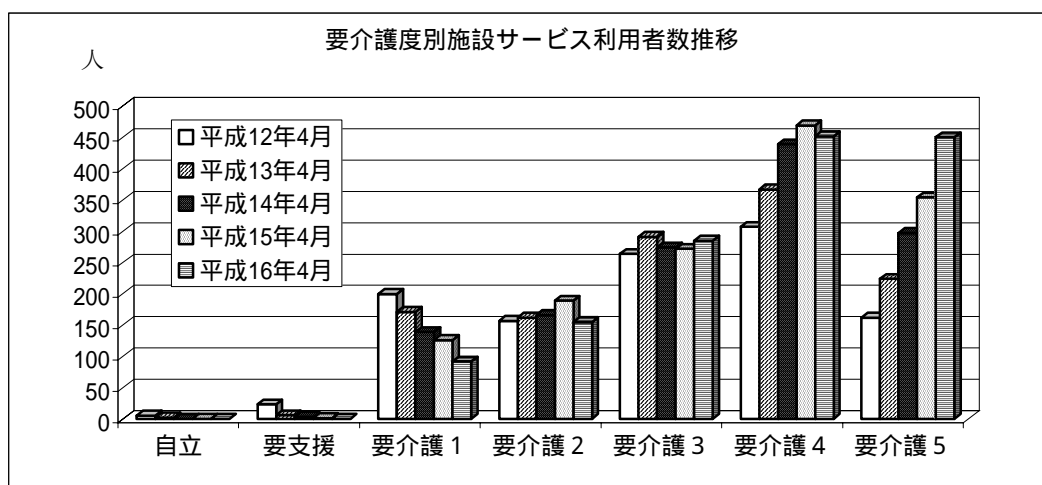


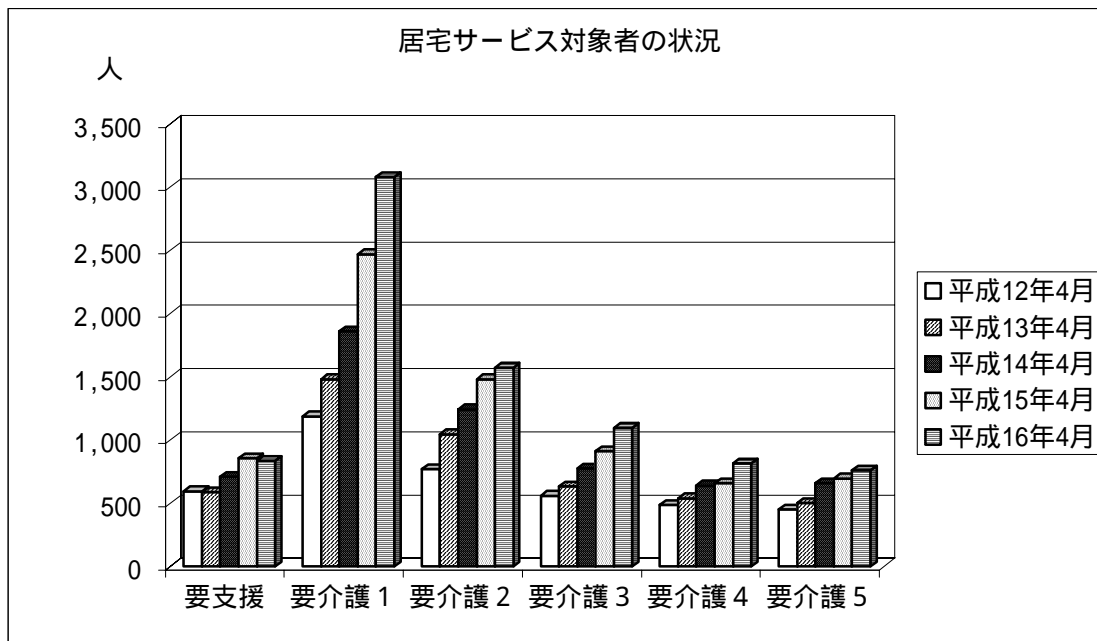
表 17 において、自立・要支援の者が入所しているが、これらの入所者は制度発足時点で既に介護老人福祉施設に入所していた者である。5年間の経過措置期間が設けられており、その期間が終了した時点で自立・要支援の場合は施設から退所することとなっている。

認定者から施設サービス利用者を除いた者が、居宅サービスを利用する対象者であり、その状況は表 19 及びグラフ 20 のとおりである。

表 19 居宅サービス対象者の状況 (単位：人)

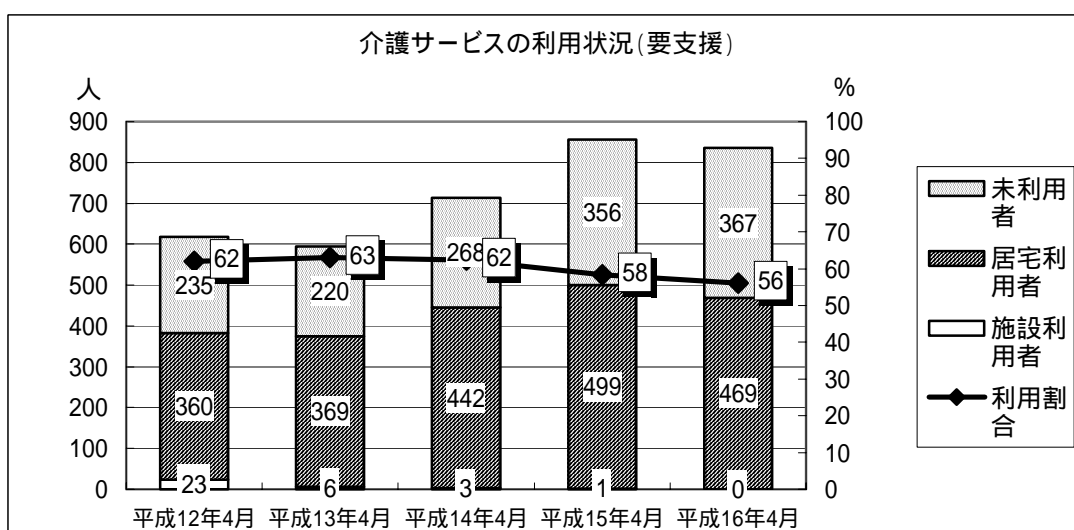
区 分	平成 12 年 4 月	平成 13 年 4 月	平成 14 年 4 月	平成 15 年 4 月	平成 16 年 4 月
要支援	595	589	710	855	836
要介護 1	1,187	1,482	1,860	2,469	3,081
要介護 2	771	1,046	1,244	1,482	1,573
要介護 3	560	634	776	911	1,096
要介護 4	485	539	641	660	816
要介護 5	451	503	659	696	761
合 計	4,049	4,793	5,890	7,073	8,163

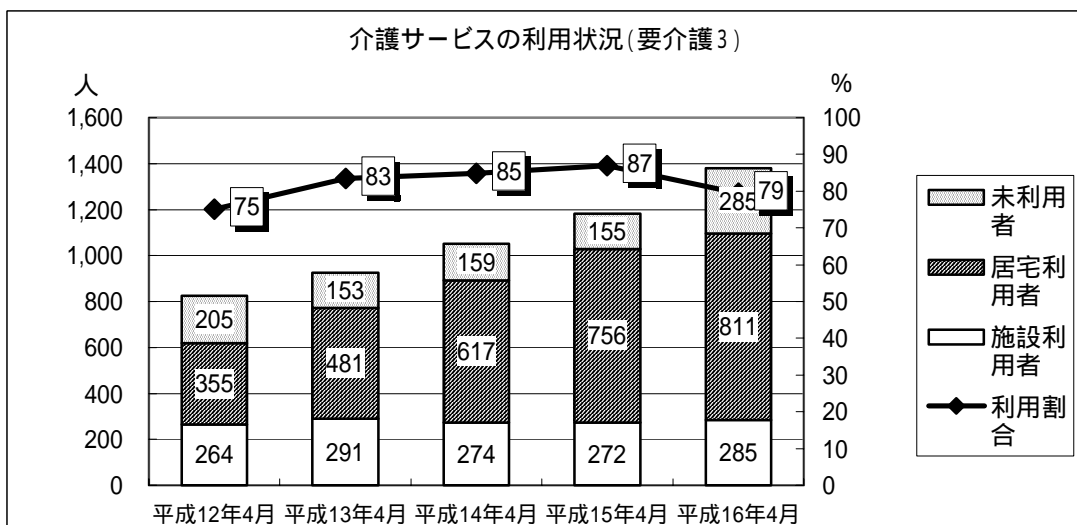
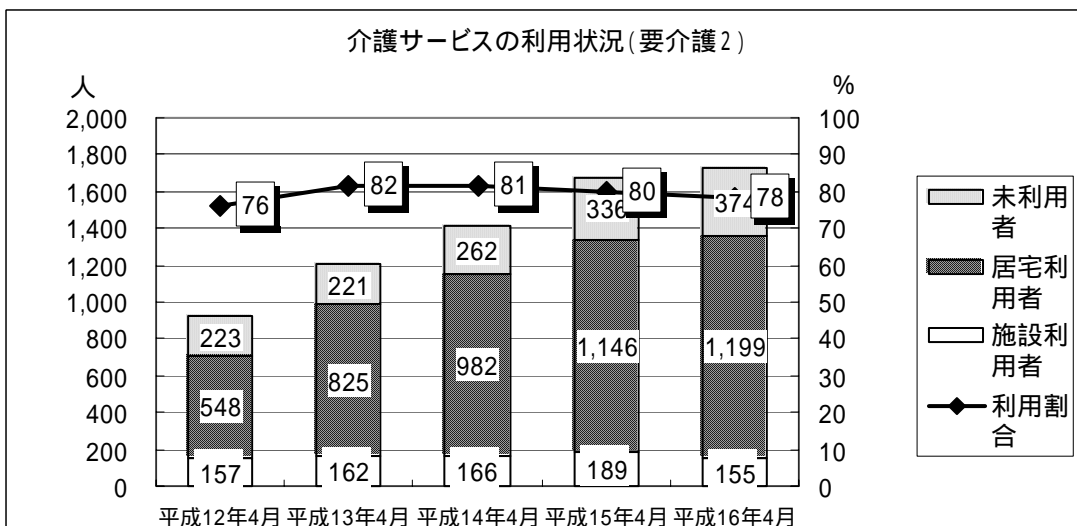
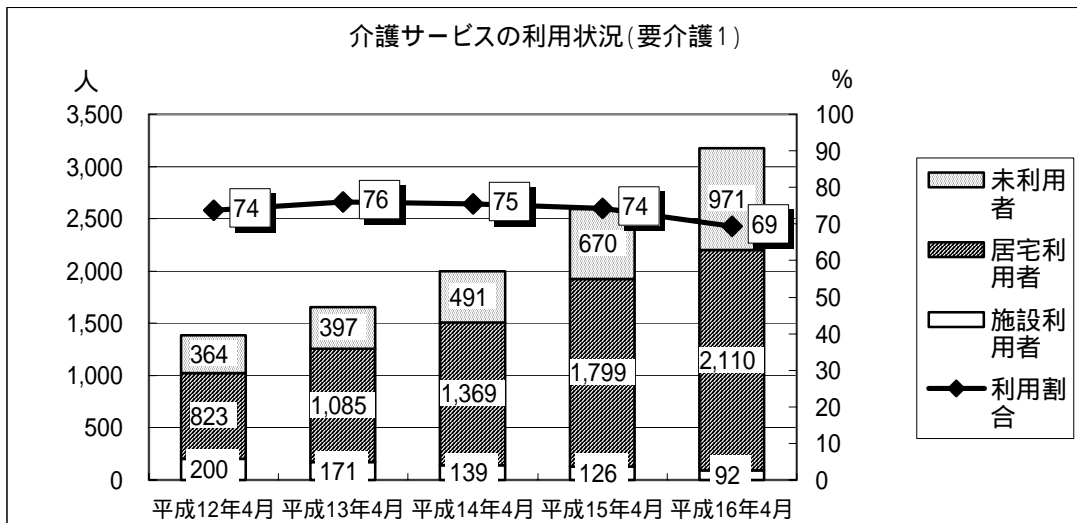
グラフ 20 居宅サービス対象者の状況

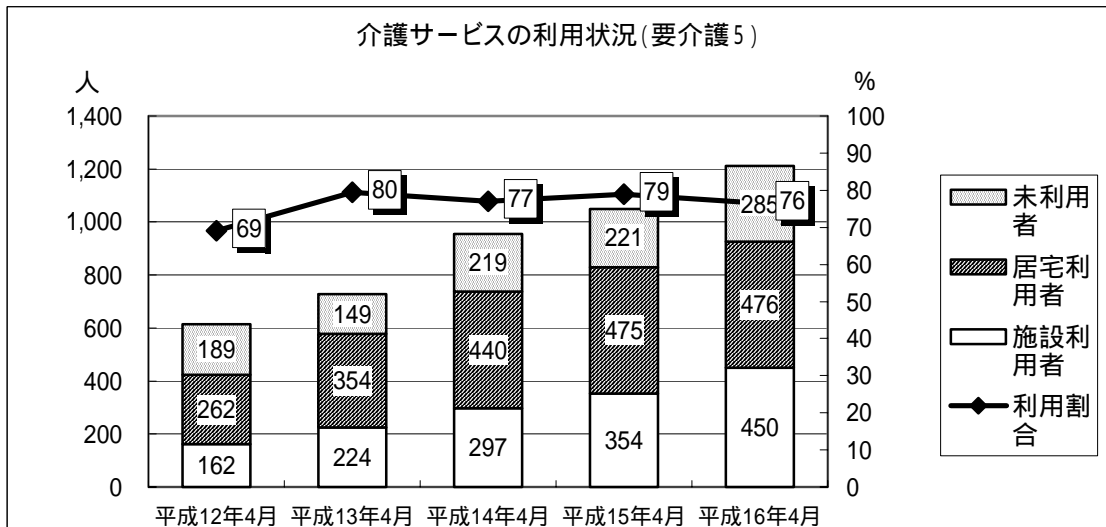
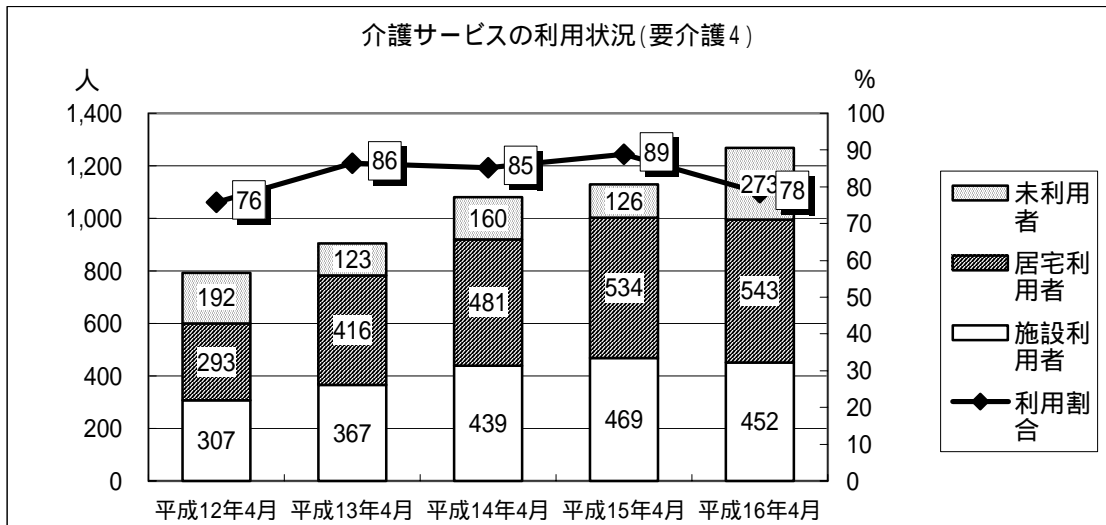


介護度別の介護サービスの利用状況及び利用者の割合は、グラフ 21 のとおりである。要介護 2 以上の利用者割合は 8 割近いが、要支援と要介護 1 については、利用者の割合が低くなっている。

グラフ 21 介護サービス利用の状況







第2期介護保険事業計画策定にあたり、区では実態調査や国の示した参酌標準等を参考として、介護サービスの見込量を推計した。第2期介護保険事業計画の初年度である平成15（2003）年度の実績と計画値を比較したのが表22である。



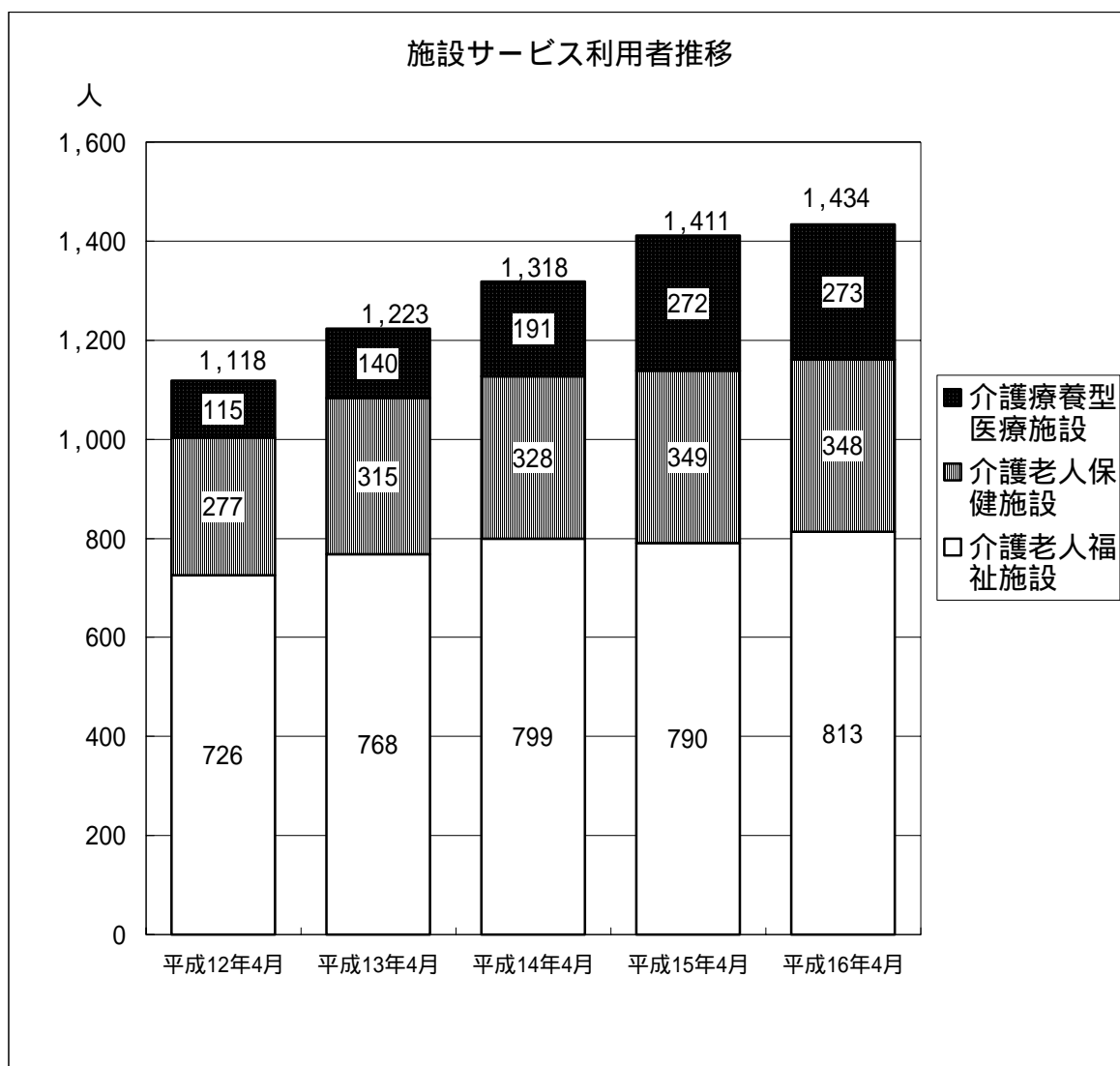
表 2 2 給付実績と事業計画数値との比較

区 分	平成 1 5 年度			備 考
	実 績	計 画	実績割合	
訪問介護	547,862 回	760,552 回	72.0 %	
訪問入浴	17,955 回	26,260 回	68.4 %	
訪問看護	36,508 回	50,024 回	73.0 %	
訪問リハ	2,232 回	2,016 回	110.7 %	
通所介護	124,358 回	135,756 回	99.4 %	
通所リハ	10,569 回			
居宅療養管理指導	25,372 回	14,688 回	172.7 %	
福祉用具貸与	35,446 人	36,036 人	98.4 %	
短期入所生活介護	21,983 日	33,996 日	81.0 %	
短期入所療養介護	5,570 日			
痴呆対応型共同生活介護	36 人	24 人	150.0 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
特定施設入所者生活介護	198 人	160 人	123.8 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
居宅介護支援	5,312 人	5,474 人	97.0 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
福祉用具購入	34,630,162 円	35,884,250 円	96.5 %	
住宅改修費	108,195,169 円	107,184,230 円	100.9 %	
特別養護老人ホーム	806 人	855 人	94.3 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
老人保健施設	353 人	337 人	104.7 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
介護療養型医療施設	274 人	331 人	82.8 %	1ヶ月当りの 平均利用者数
移送サービス	253 件	－ 件	－ %	

## 4-2 施設サービス

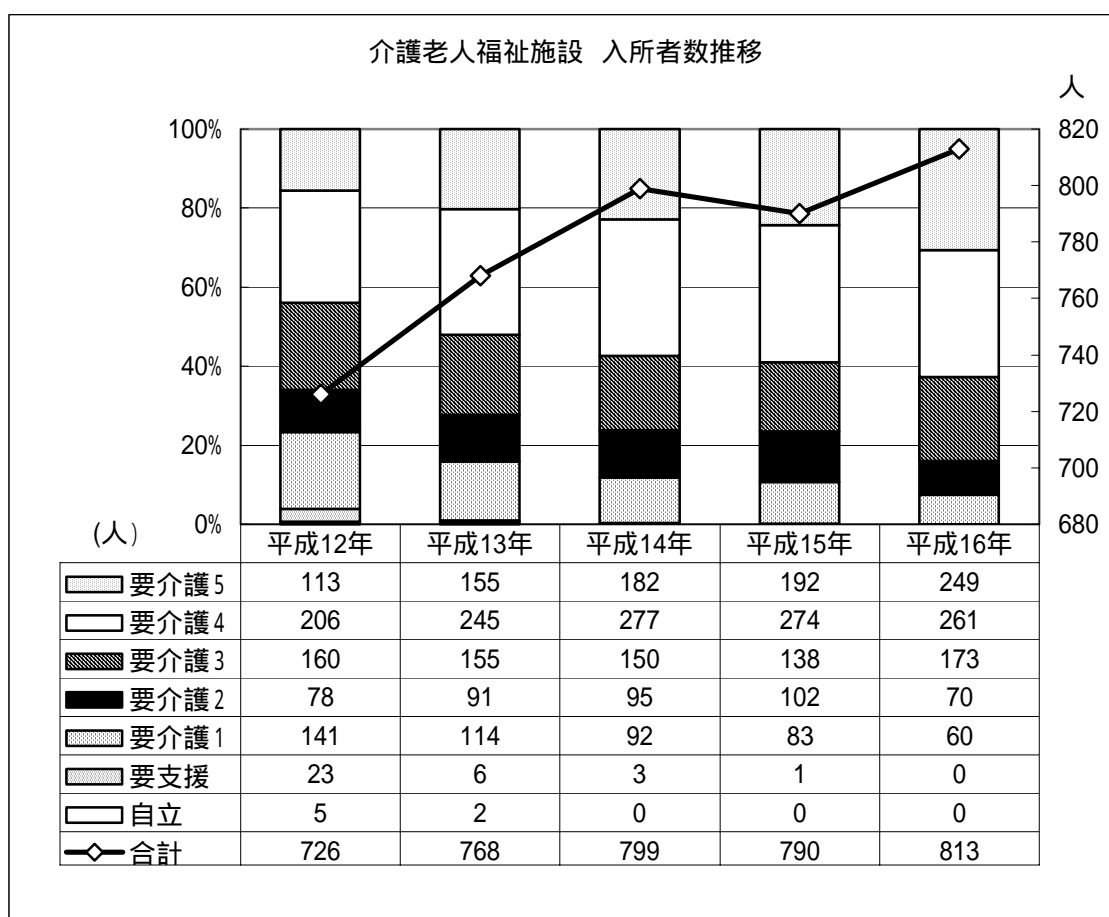
介護保険の施設サービスの利用状況は、グラフ23のとおりである。平成15年までは、医療施設から介護保険施設への転換により、利用者が急増した介護療養型医療施設を初め、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設も利用者は増加傾向にあったが、平成16年にかけては介護老人福祉施設以外は横ばいとなっている。

グラフ23 施設サービス利用者推移

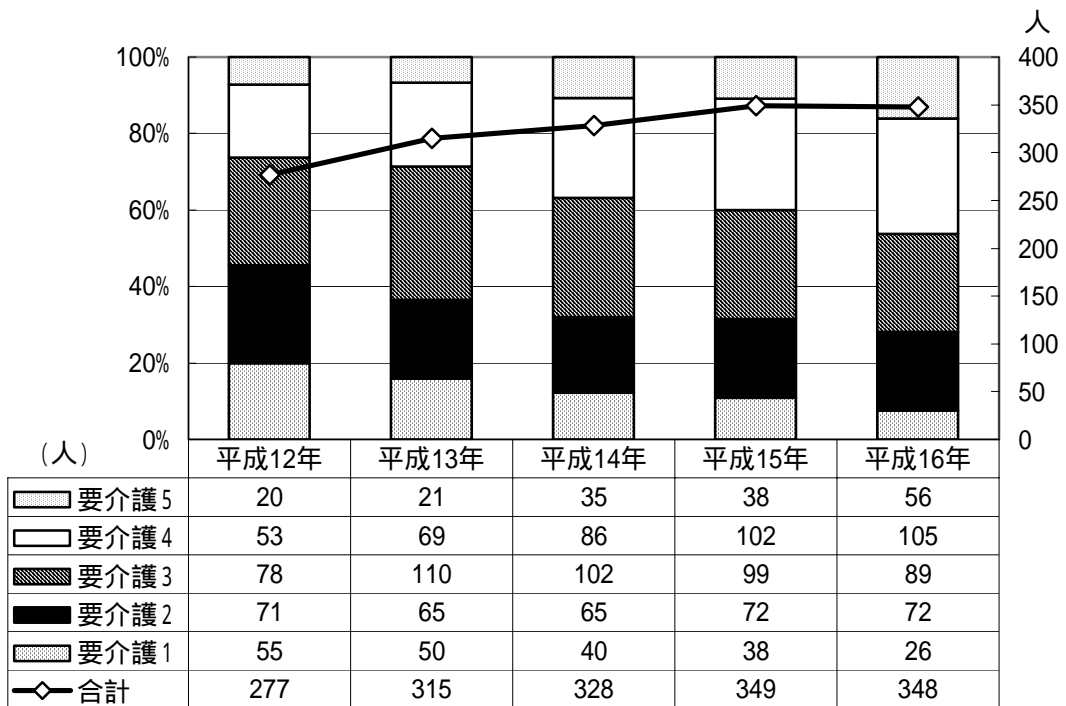


介護保険施設入所者の各年4月の、施設別・介護度別の入所状況はグラフ24のとおりである。全体として、自立から要介護3までの利用者の割合は減少しているが、逆に要介護4・5の割合は増加している。これは元々重度の入所者が多い療養型医療施設が増加したことにもよるがグラフ24のとおり3種類の施設いずれも重度化が進んでいるといえる。

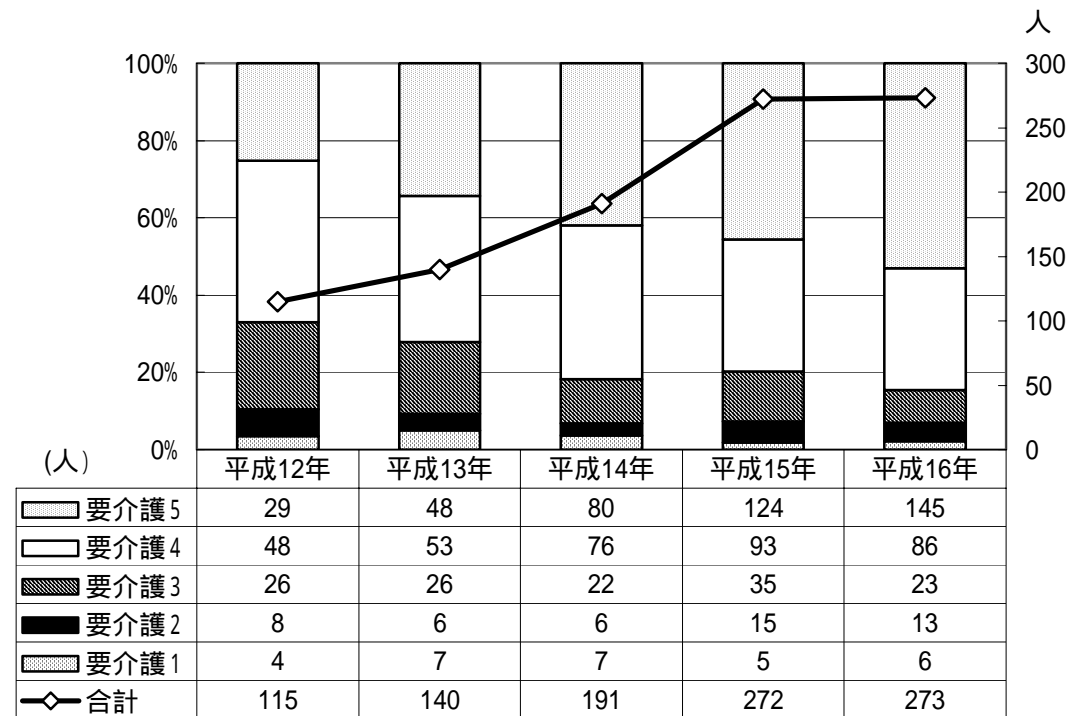
グラフ24 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況



介護老人保健施設 入所者数推移



介護療養型医療施設 入所者数推移



#### 4-3 居宅サービス

##### (1) 給付の状況

居宅サービスの月平均利用者数の推移は、表25のとおりである。要介護認定者の増加などに伴って居宅サービスの利用者が増えている。

表25 居宅サービス月平均利用者数 (単位：人)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
訪問介護	1,919	2,623	3,377	3,992
訪問入浴介護	343	364	395	377
訪問看護	593	669	708	719
訪問リハ	29	40	47	60
通所介護	690	1,032	1,206	1,428
通所リハ	127	132	136	148
福祉用具貸与	1,464	1,892	2,279	2,661
短期入所生活介護	175	210	231	232
短期入所療養介護	35	50	67	49
居宅療養管理指導	623	782	928	965
痴呆対応型共同生活介護	3	8	18	36
特定施設入所者生活介護	75	118	155	197

これらの居宅サービスについて、利用者一人あたりの月平均利用回数等は、表26のとおりとなっている。

表26 月平均利用回数等

区 分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)	平均利用回数	平均給付額(千円)
訪問介護(回)	13.3	55	13.7	64	13.9	67	11.4	66
訪問入浴介護(回)	3.6	39	3.8	45	4.0	48	4.0	49
訪問看護(回)	4.2	30	3.9	33	4.6	35	4.2	34
訪問リハ(日)	2.7	12	3.1	15	3.1	15	3.1	16
通所介護(回)	5.9	37	6.6	49	6.8	55	7.3	62
通所リハ(回)	5.9	48	5.8	54	5.7	49	5.9	52
福祉用具貸与(件)	3.3	11	3.3	13	3.4	14	3.4	15
短期入所生活介護(日)	5.9	69	6.9	97	7.3	97	7.9	97
短期入所療養介護(日)	7.6	117	8.7	123	8.5	117	9.4	159

## (2) 福祉用具購入費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給の2サービスについては、他のサービス利用と異なり、区に直接申請を行い、支給限度額(福祉用具の購入費は毎年4月から翌年3月までの1年ごとに10万円、住宅改修は期間を設定せず住宅ごとに20万円(要介護度が3ランク以上上がった場合は再度支給限度額まで利用できる))の範囲で費用の9割分の償還払いを受けるサービスである。

これらのサービスの利用状況は、表 2 7 及び表 2 8 のとおりである。

表 2 7 福祉用具購入費支給対象 (単位：件)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
腰掛便座	244	319	394	420
特殊尿器	2	7	1	4
入浴補助用具	580	972	1,047	1,156
簡易浴槽	0	0	0	0
移動用リフトのつり具	4	1	5	5
計	830	1,299	1,447	1,585

表 2 8 住宅改修費支給対象 (単位：件)

区 分	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
手すりの取り付け	369	651	791	881
床段差の解消	113	166	204	243
床材の変更	27	28	47	58
扉の取替え	39	56	84	88
便器の取替え	28	57	58	55
計	576	958	1,184	1,325

### (3) 特別給付の状況

中野区では、第 1 号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、短期入所（ショートステイ）サービス利用時の移送サービスを実施している。特別給付の利用状況は、表 2 9 のとおりである。

表 2 9 特別給付施設所在地別利用件数

(単位：件、%)

区 分		ショートステイ利用		うち特別給付利用	
		件数	構成比	件数	構成比
平成 1 2 年度	区内施設	1,787	74.2	367	89.5
	2 2 区内施設	135	5.6	27	6.6
	その他施設	486	20.2	16	3.9
	計	2,408	100.0	410	100.0
平成 1 3 年度	区内施設	2,014	57.6	368	75.7
	2 2 区内施設	1,049	30.0	75	15.4
	その他施設	434	12.4	43	8.9
	計	3,497	100.0	486	100.0
平成 1 4 年度	区内施設	1,902	51.0	267	76.1
	2 2 区内施設	1,417	38.0	57	16.2
	その他施設	414	11.0	27	7.7
	計	3,733	100.0	351	100.0
平成 1 5 年度	区内施設	1,990	54.1	110	43.5
	2 2 区内施設	1,270	34.5	118	46.6
	その他施設	417	11.4	25	9.9
	計	3,677	100.0	253	100.0



## 5 保険給付費の内訳

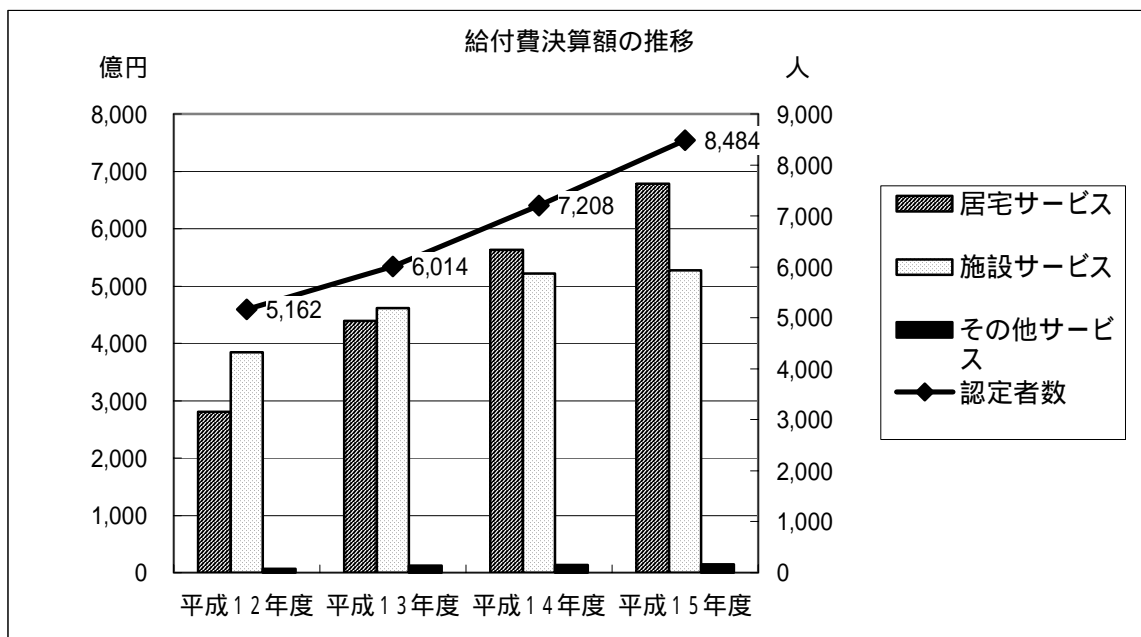
要介護等認定者の介護サービス利用に伴って、平成13（2001）年度から平成15（2003）年度に、介護保険特別会計から事業者を支払われた保険給付費の状況は以下のようになっている。

表30 給付費の状況

（単位：件、千円、％）

区 分		平成13年度		平成14年度				平成15年度			
		件数	決算額	件数		決算額		件数		決算額	
				件数	伸率	決算額	伸率	件数	伸率	決算額	伸率
居宅サービス	訪問介護	33,367	2,010,901	43,563	30.6	2,698,353	34.2	52,804	21.2	3,168,229	17.4
	訪問入浴介護	4,366	197,336	4,748	8.7	226,352	14.7	4,525	-4.7	221,398	-2.2
	訪問看護	8,050	266,498	8,602	6.9	300,577	12.8	8,835	2.7	295,773	-1.6
	訪問リハ	465	6,971	558	20.0	8,694	24.7	720	29.0	11,493	32.2
	通所介護	13,163	610,019	16,036	21.8	792,873	30.0	19,299	20.3	1,055,968	33.2
	通所リハ	1,612	84,879	1,589	-1.4	79,990	-5.8	1,780	12.0	92,077	15.1
	福祉用具貸与	24,543	304,503	30,102	22.7	389,522	27.9	35,451	17.8	473,731	21.6
	短期入所	3,497	243,476	3,744	7.1	269,641	10.7	3,727	-0.5	269,187	-0.2
	居宅療養管理指導	10,951	73,533	12,993	18.6	94,232	28.1	13,569	4.4	93,467	-0.8
	痴呆対応型共同生活介護	91	19,916	200	119.8	45,206	127.0	432	116.0	99,876	120.9
	特定施設入所者生活介護	1,460	234,557	1,823	24.9	314,034	33.9	2,375	30.3	431,147	37.3
	サービス計画	44,525	335,723	54,102	21.5	407,475	21.4	63,736	17.8	569,121	39.7
	小計		4,388,312			5,626,949	28.2			6,781,467	20.5
施設サービス	介護老人福祉施設	9,456	2,429,899	9,613	1.7	2,490,489	2.5	9,661	0.5	2,374,957	-4.6
	介護老人保健施設	3,903	933,346	4,173	6.9	1,021,425	9.4	4,227	1.3	992,027	-2.9
	介護療養型医療施設	1,682	560,030	2,753	63.7	921,041	64.5	3,268	18.7	1,084,966	17.8
	特定診療費	1,600	24,722	2,540	58.8	38,733	56.7	3,336	31.3	50,472	30.3
	食事費用	14,903	668,664	16,387	10.0	743,410	11.2	16,967	3.5	776,119	4.4
		小計		4,616,661			5,215,098	13.0			5,278,541
その他サービス	福祉用具購入	962	28,840	1,106	15.0	31,646	9.7	1,245	12.6	34,630	9.4
	住宅改修	759	88,307	916	20.7	105,290	19.2	1,014	10.7	108,195	2.8
	特別給付	486	2,045	351	-27.8	1,442	-29.5	253	-27.9	918	-36.3
		小計		119,192			138,378	16.1			143,743
合計			9,124,165			10,980,425	20.3			12,203,751	11.1

グラフ 3 1 給付費決算額の推移



中野区では、平成14年度の段階で施設サービスの保険給付費よりも居宅サービスの保険給付費が大きくなり、その後も認定者の伸びに準じて居宅サービスの保険給付費が伸びている。

平成13(2001)年度から平成15(2003)年度の利用者一人当たり給付費の概算は表32のとおりである。居宅サービスについては、利用者数が伸びると同時に一人当たりの給付費も伸びているため、居宅サービス費は利用者数の伸びを上回る拡大が続いている。

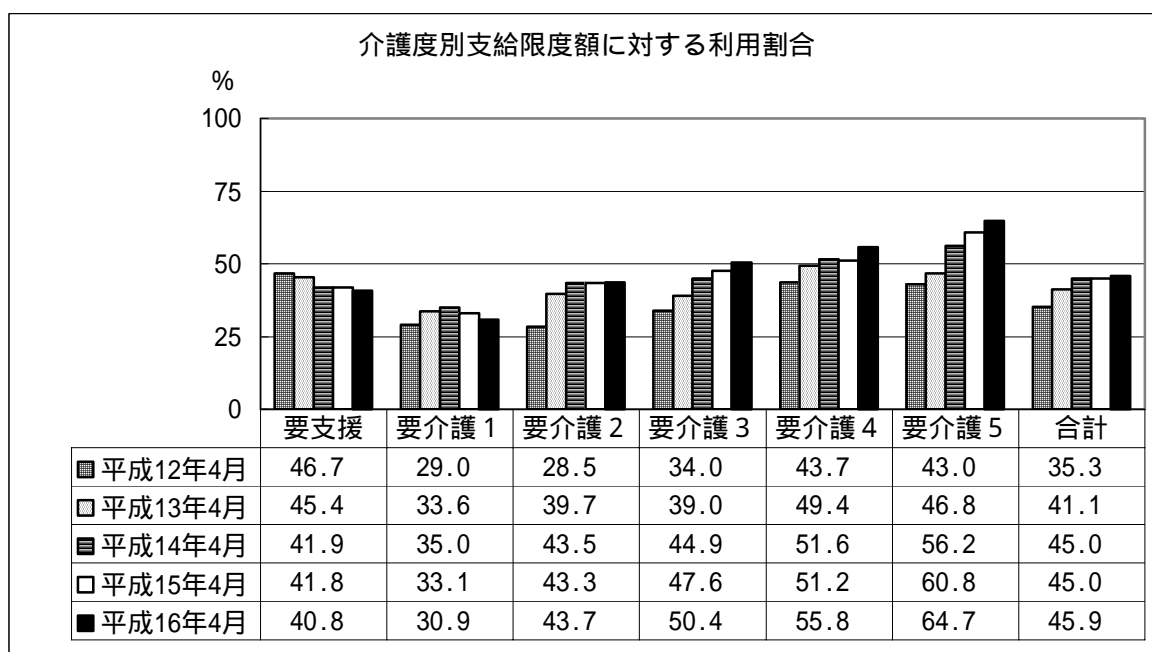
表 3 2 利用者一人当たり給付費概算

(単位：千円、人、%)

区 分		平成13年度	平成14年度		平成15年度	
			(伸率)		(伸率)	
居 宅	居宅サービス費	4,388,312	5,626,949	28.2	6,781,467	20.5
	利用者数	46,076	56,125	21.8	66,543	18.6
	一人当たり給付費概算(月額)	95	100	5.3	102	2.0
施 設	施設サービス費	4,616,661	5,215,098	13.0	5,278,541	1.2
	利用者数	15,041	16,539	10.0	17,156	3.7
	一人当たり給付費概算(月額)	307	315	2.6	308	-2.2

支給限度額に対する利用額の割合（グラフ 3 3）を見ると、要介護 1 以上は、おおむね要介護度が高くなるにつれて、利用割合が高くなっている。なお、要支援の利用割合が高いのは、要介護 1 に比して、支給限度額が約 1 / 3 程度であることが影響していると考えられる。

グラフ 3 3 介護度別支給限度額に対する利用割合



支給限度額 (円)	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	64,300	175,400	205,800	283,200	323,900	379,500

## 6 介護保険料

介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳までの第2号被保険者から徴収するが、第1号被保険者と第2号被保険者では、賦課・徴収方法が異なる。

P3で述べたとおり、第1号被保険者の保険料は、介護保険の保険者である中野区が賦課・徴収する。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

### ① 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、負担能力に応じた負担を求める視点から、住民税の課税状況や所得に応じて、平成14年度までは5つの区分に分け、それぞれについて基準額に標準的な料率を乗じた額としていたが、年間収入に占める保険料の負担割合が第4、5段階に比べ、第1、2段階の方が大きくなっていった。こうした状況を緩和するため、平成15（2003）年度から段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った。

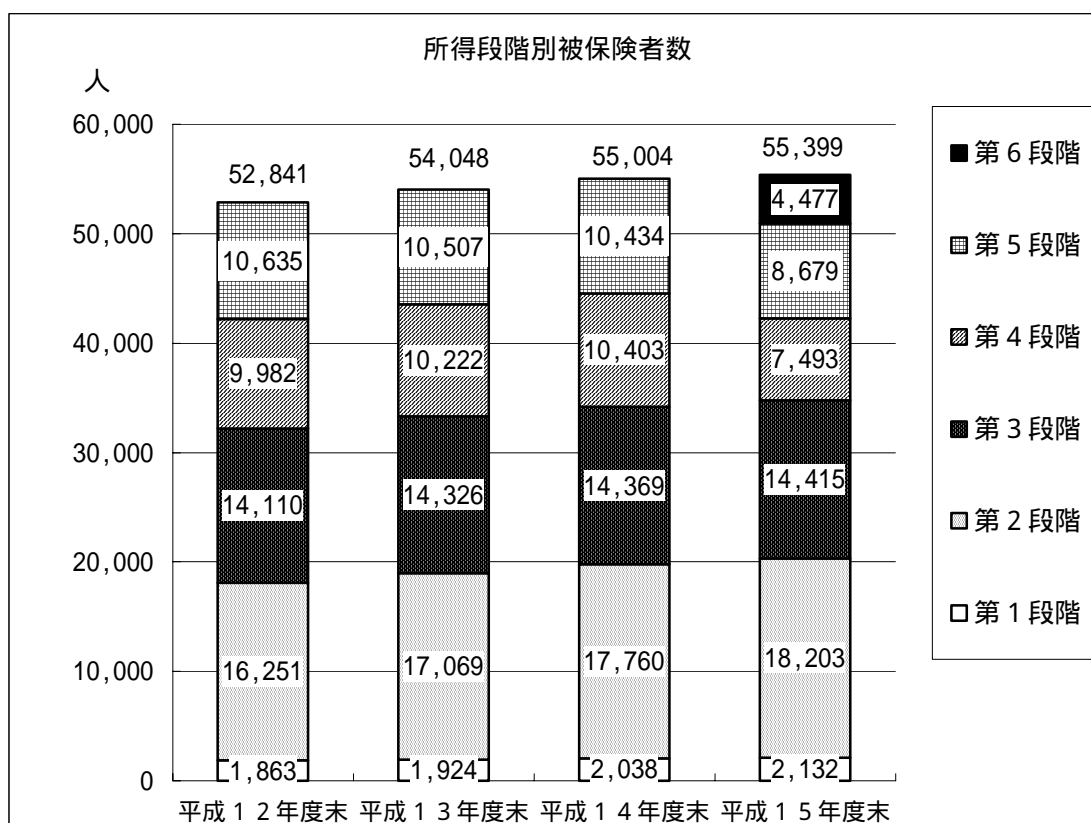
表34 所得段階別保険料（年額） （単位：円）

区 分		料率	平成15年度
第1段階	本人が生活保護受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	0.46	18,700
第2段階	本人を含む世帯全員が住民税非課税	0.70	28,500
第3段階	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税	1.00	40,800
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	1.25	51,000
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満	1.50	61,200
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上	1.75	71,400

② 第1号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、グラフ35のようになっている。高齢化に伴って第1号被保険者数は増加している。平成15（2003）年度から第4、5段階の区分となる合計所得金額の基準が250万円から200万円に変更されたため、第5段階以上の人数が増加した。

グラフ35 所得段階別被保険者数



③ 第1号被保険者の保険料の減額

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な方に対して新たに平成15（2003）年度から、保険料が第1段階又は第2段階に属している方を対象に区独自の保険料の減額制度を導入した。

減額の要件（収入のほか、資産などが一定の条件）に該当した場合に適用される。

承認決定状況は、表36のとおりである。

表 3 6 保険料減額承認決定状況

(単位：件、円)

区 分	減額後の保険料	件 数	金 額
第 1 減額基準以下の場合	18,700 円 (第 2 段階の保険料額→ 第 1 段階の保険料額)	201	3,758,700
第 2 減額基準以下の場合	9,300 円 (第 1 段階の保険料額×1/2)	109	1,013,700
計		310	4,772,400

## ④ 第 1 号被保険者の徴収方法別収納状況

第 1 号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金からあらかじめ保険料を天引する方法（特別徴収）により徴収されるが、年金の年額が 18 万円未満の者、年度の途中で 65 歳に到達した場合などは、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収する。所得段階別の特別徴収及び普通徴収の状況は、表 3 7 のとおりである。おおむね全体の 3/4 が特別徴収、1/4 が普通徴収となっている。

表 3 7 所得段階別特別徴収及び普通徴収の状況

(単位：人)

区分	平成 1 2 年度末			平成 1 3 年度末			平成 1 4 年度末			平成 1 5 年度末		
	特別 徴収	普通 徴収	計	特別 徴収	普通 徴収	計	特別 徴収	普通 徴収	計	特別 徴収	普通 徴収	計
第 1 段階	525	1,338	1,863	536	1,388	1,924	562	1,476	2,038	596	1,536	2,132
第 2 段階	12,026	4,225	16,251	12,732	4,337	17,069	13,202	4,558	17,760	13,601	4,602	18,203
第 3 段階	10,266	3,844	14,110	10,692	3,634	14,326	10,823	3,546	14,369	11,108	3,307	14,415
第 4 段階	8,040	1,942	9,982	8,320	1,902	10,222	8,516	1,887	10,403	6,101	1,392	7,493
第 5 段階	8,395	2,240	10,635	8,381	2,126	10,507	8,393	2,041	10,434	7,249	1,430	8,679
第 6 段階	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,552	925	4,477
合計	39,252	13,589	52,841	40,661	13,387	54,048	41,496	13,508	55,004	42,207	13,192	55,399
比率	74.3	25.7	100.0	75.2	24.8	100.0	75.4	24.6	100.0	76.2	23.8	100.0

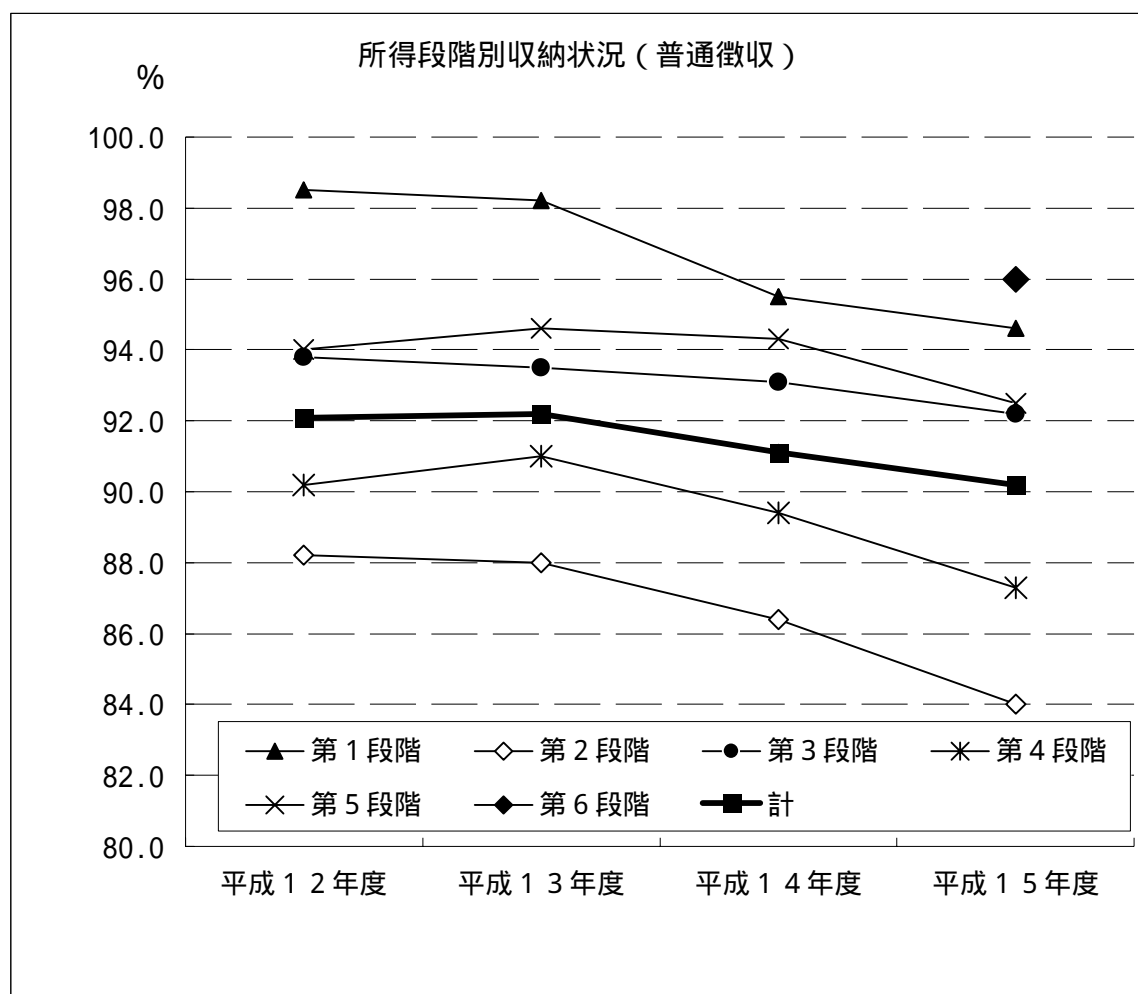
普通徴収の所得段階別収納率は表 3 8 及びグラフ 3 9 のとおりである。

表 3 8 所得段階別収納状況（普通徴収）（単位：％）

区分	平成 1 2 年度	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度
第 1 段階	98.5	98.2	95.5	94.6
第 2 段階	88.2	88.0	86.4	84.0
第 3 段階	93.8	93.5	93.1	92.2
第 4 段階	90.2	91.0	89.4	87.3
第 5 段階	94.0	94.6	94.3	92.5
第 6 段階	—	—	—	96.0
計	92.1	92.2	91.1	90.2

※ 収納率には、還付未済額を含まない。

グラフ 3 9 所得段階別収納状況（普通徴収）



第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表40のとおりである。

表40 第1号被保険者保険料収納状況 (単位：千円)

区 分	平成14年度		平成15年度		比 較	
	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
現年度分特別徴収保険料	1,566,713	1,572,275	1,839,111	1,844,620	272,398	272,345
現年分普通徴収保険料	467,205	426,476	520,089	470,285	52,884	43,809
滞納繰越分普通徴収保険料	32,033	8,483	61,371	12,271	29,338	3,788
合 計	2,065,951	2,007,234	2,420,571	2,327,176	354,620	319,942

※ 収納額には還付未済額を含むため、特別徴収の収入済額は、決算数字上は調定額より大きくなる。



## 7 基盤整備の状況

### (1) 介護保険施設の現況（平成16（2004）年3月末現在）

区内の介護保険施設基盤整備の状況は、以下のとおりである。

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
社会福祉法人                      7施設   定員530名
- ② 介護療養型医療施設  
民間病院                              2施設   定員141名
- ③ 短期入所生活介護（ショートステイ）  
社会福祉法人                      6施設   定員 41名
- ④ 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）  
民間施設                              3施設   定員111名
- ⑤ 痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）  
社会福祉法人                      1施設   定員 5名
- ⑥ 通所介護（デイサービス）  
区委託                                  3施設   定員 58名  
民間施設等                          22施設   定員626名

### (2) 今後の施設整備計画

区有地を活用した痴呆性高齢者グループホームが、NPO法人により平成17（2005）年6月に定員18名で開設される。

区は、江古田の森に保健福祉施設の整備計画を進めている。この計画により、特別養護老人ホーム100床、老人保健施設100床、ケアハウス60名、短期入所生活介護20名、短期入所療養介護20床、デイサービス40名、通所リハビリテーション40名が開設される。開設は平成19（2007）年の予定である。

## 8 介護保険の円滑な利用について

### (1) 利用者負担の軽減

#### ① 訪問介護(ホームヘルプサービス)の利用者負担の軽減 (国制度)

介護保険制度施行前から区のホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の方、特定疾病により要介護認定を受けた40歳以上65歳未満の方などで、世帯の生計中心者の所得税が非課税の場合、訪問介護にかかる利用者負担額が軽減される。対象者のホームヘルプサービス利用料の負担割合を平成15(2003)年6月までは3%、平成15(2003)年7月から平成17(2005)年3月までは6%、平成17(2005)年4月から本来の10%となる。ただし、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者の平成17(2005)年度以降の負担割合は検討中である。

#### ② 訪問介護の利用者負担軽減 (区独自制度)

平成13(2001)年10月から、介護保険制度施行後にホームヘルプサービスを利用する低所得者を対象に、区独自にホームヘルプサービス利用料の負担軽減を図っている。対象者は生保世帯を除く住民税非課税世帯で、負担割合は、国制度と同様である。

訪問介護の利用者負担軽減にかかる国制度及び区制度の実績は、表4-1のとおりである。

表4-1 訪問介護負担軽減措置の実績 (単位：件、千円)

区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国制度分	7,563	33,097	7,700	37,053	6,651	35,934	5,729	26,579
区制度分	—	—	2,223	9,900	8,021	37,554	11,303	36,575

#### ③ 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成14(2002)年4月から、事業者が介護保険サービス(介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ)の提供を行うに当たり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は、表4-2のとおりである。

表 4 2 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績 (単位：件、千円)

区 分	平成 14 年度		平成 15 年度	
	件数	金額	件数	金額
実 績	197	726	277	1,052

④ 高額介護サービス費の支給

サービスを利用する際には、介護費用の1割を負担するが、区民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給される。高額介護サービス費の支給実績は、表43のとおりである。

表 4 3 高額介護サービス費支給実績 (単位：件、千円)

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税		左記以外の世帯		合計	
	上限額 15,000 円/月		上限額 24,600 円/月		上限額 37,200 円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 12 年度	613	5,068	1,989	12,317	339	17,088	2,941	34,473
平成 13 年度	1,415	14,732	7,185	42,494	1,522	7,510	10,122	64,736
平成 14 年度	2,065	19,323	7,517	48,025	1,727	10,053	11,309	77,401
平成 15 年度	2,300	22,974	8,195	54,776	2,273	12,284	12,768	90,034

⑤ 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費は、申請後支給されるまで2～3か月かかるため、その間資金が必要な方に、高額介護サービス費相当額の貸付(無利子)を行っている。これまでの貸付実績は、表44のとおりである。

表 4 4 高額介護サービス費等資金貸付事業実績 (単位：件、円)

区分	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	0	0	0	0	27	211,235	43	267,197

## (2) 介護サービス情報の提供

### ① ホームページ掲載情報

(<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kaigo/kaigo-index.html>)

- ・中野区をサービス提供地域とする介護サービス事業者  
(都道府県登録情報 (WAM NET連動)・事業者提供情報)
- ・介護サービス空き情報 (短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援)
- ・区民の保健福祉活動情報 (中野ボランティアセンターへリンク)
- ・施設窓口案内図 (在宅介護支援センター、保健福祉センター、障害者福祉会館、保健福祉サービス申請受付窓口一覧)
- ・リンク情報 (WAM NET・東京都介護サービス情報ホームページ・中野区医師会ホームページ)

### ② F A Xによる特別養護老人ホーム申込者数等の提供

介護サービス	特別養護老人ホーム
情報収集日	毎月10日
情報収集先	区内外17施設 区外施設は介護保険導入以前、中野区で優先利用していた施設
内 容	総入所者数 総申込者数 中野区民入所者数 中野区民申込者数 (前月末日現在情報)
情報提供日	毎月月末頃
情報提供先	区内居宅介護支援事業者 (ケアマネジャー)

### (3) 介護給付費準備基金

第1号被保険者が納付した介護保険料は、介護給付費の一定割合（約18%、この率は当該自治体の高齢者の状況により異なる）に充当される。充当額に不足額が生じた場合は都道府県が設置する財政安定化基金から借り入れることとされ、次期事業運営期間における第1号被保険者の保険料に上乗せして徴収し、財政安定化基金に返還する。また、保険料収入が充当額を上回った場合は介護給付費準備基金に積み立てられ、翌年度以降の介護給付費に充当されることとなっている。

平成15（2003）年度～平成17（2005）年度の介護保険第2期事業運営期間の保険料設定に当たっては、保険料の上昇幅を抑えるため、積立金の活用を予定している。なお、平成12（2000）年度～平成15（2003）年度までの介護給付費積立金の状況は、表45のとおりである。

表45 介護給付費準備基金の状況 (単位：円)

区分	積立額	取崩額	基金残高
平成12年度	589,388,000	0	589,388,000
平成13年度	407,845,300	0	997,233,300
平成14年度	172,163	570,229	996,835,234
平成15年度	551,229	0	997,386,463

### (4) 事業者支援等

#### ① 中野区介護サービス事業者連絡協議会

平成14（2002）年3月25日に、中野区介護サービス事業者連絡協議会が設立された。同協議会は、苦情の調整及び解決やサービスの質の向上等の課題に取り組むこととしている。介護支援専門員部会や訪問介護部会などを設け、研修会を開催するなど積極的な運営を行っている。区内で十分な量の、質の高い介護サービスが安定的に供給され、介護保険制度が円滑に運営できるよう、区としても協議会に対し支援を行っていく。

#### ② ケアマネジャー支援等

##### ア. 給付事務説明会の開催

介護保険事業者との連絡を密にし、事業者に対して介護保険の最新情報を提

供するため給付事務説明会を平成15（2003）年度は1回開催した。主な内容は次のとおりである。

開催日	主な内容
12月19日	・東京都における在宅サービス事業者への指導検査の状況について

#### イ. ケアマネジャー研修

「福祉用具と住宅改修」に関してより多くの知識・情報を持ち、利用者に対し適切な居宅サービス計画を作成できるよう研修を行った。

研修回数 5回 延べ188名出席

#### ウ. 講演会の実施

居宅介護支援事業者及び訪問介護事業者に対して、訪問リハビリテーションの内容周知を図ることにより、利用者が適切にサービスを選択できるようにするため講演会を行った。

開催日 11月17日 出席者 55名

#### ③ 地域支援会議

居宅介護支援事業所を含む関係機関や区が、在宅介護支援センターを通して連携することにより、要援護高齢者及びその家族に対し介護保険事業を含む保健・医療・福祉に関する多様なサービスを総合的かつ適切に提供できるよう地域支援会議を開催している。

- ・参加者同士の意見交換
- ・事例検討会
- ・区からの情報提供

等の内容で、平成15（2003）年度は、参加者に高齢者住宅の管理人を新たに加え9箇所の在宅介護支援センター単位に各3回開催した。

#### ④ ケアマネジメントリーダーの養成

介護支援専門員に対する支援活動を行う上で必要な心構え、知識、技術等ケアマネジメントリーダーとして必要な技能の習得を図ることを目的に、東京都ケアマネジメントリーダー養成研修が実施されている。平成15（2003）年度は、基幹型在宅介護支援センター職員2名が受講した。

(5) 苦情調整

介護保険に関して、平成15（2003）年度は274件の苦情を受け付けた。苦情の申立人別の内訳は、表46のとおりである。

表46 苦情申立人別苦情の内訳 (単位：件)

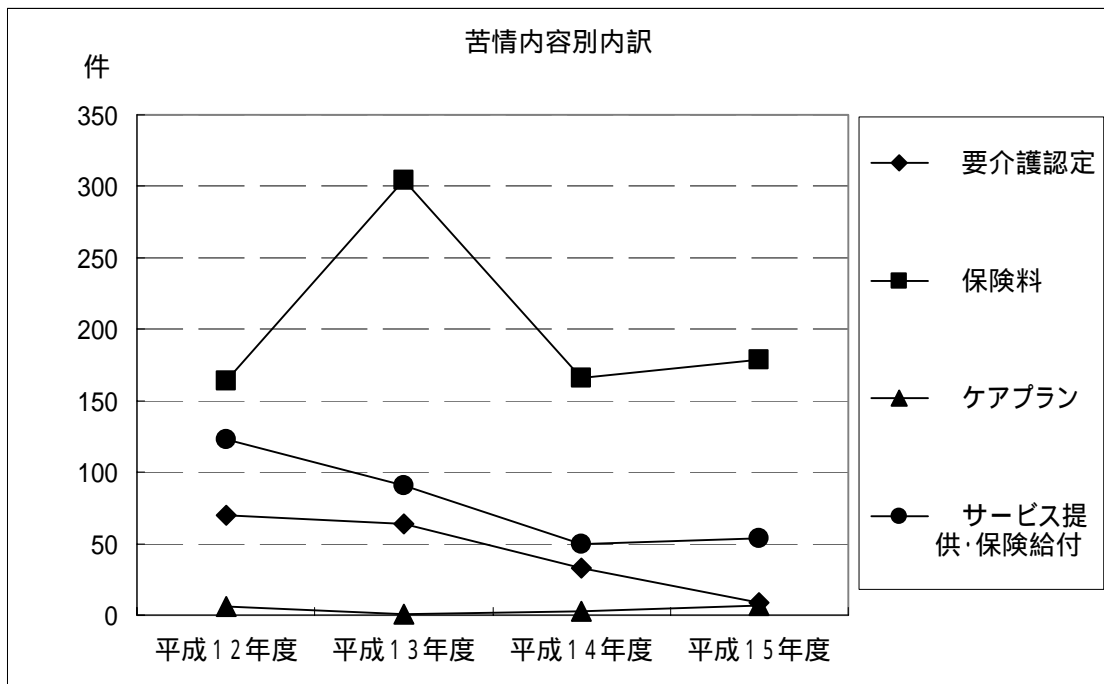
年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
本人	191	306	159	178
家族	182	165	93	82
ケアマネジャー	10	9	6	7
事業者・施設	7	4	3	1
その他	5	7	3	6
計	395	491	264	274

これらの苦情の具体的な内容は、表47及びグラフ48のとおりである。

表47 苦情内容別内訳 (単位：件)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
①要介護認定	70	64	33	9	
②保険料	164	304	166	179	
③ケアプラン	6	1	3	7	
④サービス提供・保険給付	123	91	50	54	
(再掲)	●サービスの種類				
	居宅介護支援	35	33	13	11
	訪問介護	46	28	21	20
	その他	42	30	16	23
(再掲)	●苦情内容				
	サービスの質	26	25	8	10
	従事者の態度	32	27	12	18
	利用者負担	15	9	4	7
	その他	50	30	26	19
⑤その他	32	31	12	25	
合 計	395	491	264	274	

グラフ 4 8 苦情内容別内訳



苦情に対する具体的な対応は、表 4 9 のとおりである。

表 4 9 苦情への対応

(単位：件)

区 分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
①申立者に説明・助言	323	455	239	236
②当事者間を調整等	34	25	19	28
③他機関を紹介等	16	8	3	3
④その他	22	3	3	7
計	395	491	264	274



(6) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

区が行った要介護認定などに対する「東京都介護保険審査会」への審査請求状況（平成16（2004）年3月末現在）は、表50のとおりである。

表50 東京都介護保険審査会への審査請求状況内訳（単位：件）

棄却	原処分取消	却下	継続中	取り下げ	計
2	0	0	0	0	2

## 9 介護保険制度の広報活動

### ① 第1号被保険者に対して

65歳の年齢到達者に対して、介護保険証と併せて小冊子「介護保険のしおり」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（年2回）に、介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」を同封している。

### ② 要介護等認定者に対して

要介護等の新規認定者に対する結果通知に、介護サービス利用の方法などについて案内をする「介護サービス利用の手引き」を同封している。

### ③ 区報掲載

平成15（2003）年4月～平成16（2004）年3月に区報掲載した介護保険関連記事の主な内容は以下のとおりである。

発行日	内 容
4月6日	保健福祉総合推進計画・介護保険事業計画を策定
6月15日	介護保険サービスの上手な使い方 自分に合ったサービスを利用するために
6月22日	65歳以上の方に介護保険料決定通知書を発送
7月21日	介護保険サービスの上手な使い方 ケアプランを作成するときに気をつけること
7月27日	介護保険事業者ガイドブックを配布
9月21日	介護保険サービスの上手な使い方 どの介護サービス事業者と契約したらよいか
10月5日	福祉サービス第三者評価の普及に向けて
11月16日	平成14年度介護保険の運営状況
12月18日	介護保険と税金
12月21日	介護保険サービスの上手な使い方 ホームヘルプ（訪問介護）サービスを利用するために①
1月18日	介護保険サービスの上手な使い方 ホームヘルプ（訪問介護）サービスを利用するために②
3月21日	介護保険サービスの上手な使い方 介護保険の住宅改修
3月28日	介護保険料普通徴収の方へ平成16年度の介護保険料決定通書を発送

## 10 介護保険制度の充実に向けて

### (1) 介護保険運営協議会

区では、介護保険事業の充実を図るため、中野区介護保険条例に基づき、区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置している。

#### ① 運営協議会の所掌事項

運営協議会は、区長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- ・介護保険事業計画に関すること
- ・介護保険事業の充実及び改善に関すること
- ・その他区長が介護保険事業の運営に関し必要と認める事項

#### ② 委員構成及び任期

運営協議会は、被保険者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する委員20名以内をもって組織され、委員の任期は3年である。第2期の委員は、次の方々である。

第2期介護保険運営協議会委員名簿 (平成16(2004)年9月末現在)

		推薦団体名等
被 保 険 者	鈴木 鋁二	公募
	町田 美那子	公募
	三須 勝幸	公募
	浮ヶ谷 せつ子	ボランティア(南中野地区)
	櫻井 節子	中野区民生児童委員協議会
	武藤 康子	中野区消費者団体連絡会
	鎗田 正義	中野区社会福祉協議会
	渡辺 栄子	中野区福祉団体連合会
医 療	五十嵐 正久	中野区歯科医師会
	西村 恒夫	中野区医師会
	吉川 征紀	中野区薬剤師会
	渡辺 幸康	中野区医師会
事 業 者	奥田 由美子	指定訪問介護事業者
	駒野 登志夫	指定介護老人福祉施設
	柳田 よう子	指定居宅介護支援事業者

保 健 ・ 福 祉	東 奈美	東海大学健康科学部講師
	○鎌田 ケイ子	NPO法人全国高齢者ケア協会理事長
	東畠 弘子	実践女子短期大学講師
	◎村川 浩一	日本社会事業大学社会福祉学部教授
	矢部 正治	日本社会事業大学大学院助教授

◎会長 ○副会長

### ③ 第2期運営協議会の運営内容

第2期中野区介護保険運営協議会は、平成16（2004）年1月30日に委員20名で設置された。

介護保険運営協議会の開催状況は以下のとおりである。

開 催 日	内 容
平成16年1月30日	①委員委嘱 ②会長・副会長選任 ③介護保険運営協議会について ④介護保険運営状況について

補足資料（介護保険特別会計の決算状況）

表 5 1 介護保険特別会計歳入内訳（収入済額）（単位：円、％）

区 分	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度		平成 1 5 年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	1,493,211,200	2,007,234,100	34.4	2,327,176,100	15.9
2 使用料及び手数料	0	1,500	皆増	1,500	0.0
3 国庫支出金	2,381,702,400	2,672,744,500	12.2	3,155,509,982	18.1
1 国庫負担金	1,886,657,000	2,130,638,000	12.9	2,513,992,182	18.0
2 国庫補助金	495,045,400	542,106,500	9.5	641,517,800	18.3
1 調整交付金	413,180,000	467,118,000	13.1	560,483,000	20.0
2 事務費交付金	81,865,400	74,988,500	△ 8.4	76,593,800	2.1
3 保険者機能強化	-	-	-	4,441,000	皆増
4 支払基金交付金	2,837,085,767	3,620,582,494	27.6	4,011,263,702	10.8
5 都支出金	1,178,723,000	1,438,926,000	22.1	1,576,916,000	9.6
6 財産収入	192,622	172,163	△ 10.6	551,376	220.3
7 繰入金	1,806,299,139	1,709,833,053	△ 5.3	1,733,254,654	1.4
1 一般会計繰入金	1,305,608,820	1,688,404,862	29.3	1,733,254,654	2.7
1 介護給付費繰入金	1,150,696,020	1,384,585,114	20.3	1,539,754,665	11.2
2 その他一般会計繰入金	154,912,800	303,819,748	96.1	193,499,989	△ 36.3
2 基金繰入金	500,690,319	21,428,191	△ 95.7	0	0.0
1 介護給付費準備基金繰入金	-	570,229	皆増	0	0.0
2 介護保険円滑導入基金繰入金	500,690,319	20,857,962	△ 95.8	皆減	皆減
8 繰越金	527,604,388	83,790,142	△ 84.1	60,989,086	△ 27.2
9 諸収入	82,639	2,371,227	2,769.4	880,042	△ 62.9
1 第 1 号被保険者延滞金	0	3,900	皆増	78,400	1,910.3
2 預金利子	82,619	48,502	△ 41.3	3,697	△ 92.4
3 雑入	20	2,318,825	-	797,945	△ 65.6
合 計	10,224,901,155	11,535,655,179	12.8	12,866,542,442	11.5

表 5 2 介護保険特別会計歳出（支出済額）（単位：円、％）

区 分	平成 1 3 年度	平成 1 4 年度		平成 1 5 年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 総務費	216,909,620	226,171,823	4.3	240,227,405	6.2
1 総務管理費	71,646,553	77,633,936	8.4	62,651,459	△ 19.3
1 一般管理費	70,716,258	77,633,936	9.8	62,651,459	△ 19.3
2 連合会負担金	930,295	皆減	皆減	-	-
2 徴収費	15,213,485	16,871,221	10.9	16,524,801	△ 2.1
3 介護認定費	130,049,582	131,666,666	1.2	161,051,145	22.3
2 保険給付諸費	9,207,617,969	11,080,445,259	20.3	12,334,830,976	11.3
1 保険給付諸費	9,207,617,969	11,080,445,259	20.3	12,334,830,976	11.3
1 保険給付費	9,188,903,976	11,057,823,559	20.3	12,308,784,224	11.3
2 審査支払手数料	18,713,993	22,621,700	20.9	26,046,752	15.1
3 財政安定化基金拠出金	54,519,606	54,519,606	0.0	13,518,881	△ 75.2
4 基金積立金	407,845,300	172,163	△ 99.96	551,229	220.2
5 諸支出金	254,218,518	113,357,242	△ 55.4	210,640,436	85.8
1 償還金及び還付加算金	254,218,518	79,896,242	△ 68.6	57,759,436	△ 27.7
2 繰出金	-	33,461,000	皆増	152,881,000	356.9
6 予備費	0	0	-	0	-
合 計	10,141,111,013	11,474,666,093	13.1	12,799,768,927	11.5